

第1回「豆腐公正競争規約」設定準備委員会 議題

1. 公正競争規約とは

消費者庁発行『よくわかる景品表示法と公正競争規約』より解説

2. 「豆腐の表示に関する公正競争規約」設定の背景について

1) 現状と課題

- ① 豆腐に関して、その種類、価値、表示の客観的根拠が曖昧であり、また、提供される情報量が乏しいことから、消費者が商品選択をするために十分な情報が必ずしも提供されていない。
- ② 原材料や添加物において、新素材や新商品が開発、使用されているにも拘らず、それらに対応する明確な定義や表示ルールが存在せず、また、審議等の対応をする機関も存在しないこと。
- ③ ①および②の結果、元来豆腐には地域や事業者の違いにより様々な種類の商品が存在し、それぞれの価値が正確に伝えられ、差別化が測られるべきであるにも拘らず、市場における豆腐の種類や価値は画一的になりがちであり、市場拡大や市場活性化の妨げとなっていること。
- ④ 表示ルールおよび表示違反に対する罰則が明確にされていないことにより、現状においても、表示違反の摘発事例が後を絶たず、豆腐業界の地位向上にとっての妨げとなっていること。

2) 豆腐の表示に関する公正競争規約設定にあたっての狙いと考え方

- ① 木綿、絹ごし、充てん以外にも存在する豆腐の種類を明確化することにより、豆腐商材の拡大による市場の活性化と消費拡大を図る。(無意味な参入障壁は設けない)
- ② 豆腐の価値の違いを明確に定義することにより、豆腐の価格幅の拡大を誘引し、消費者の価格志向や価値志向による買い分けに対応すると共に、事業者間の住み分けによる共存共栄を図る。
- ③ 公正競争規約は景品表示法第11条第1項に基づいて定められるものであり、その主眼は消費者に置かれることから、従来の製造基準や衛生基準とは一線を画する規約とする。したがって、豆腐の定義は製法の違いによるものではなく、物性による違いによって定めるものとする。また、原材料や添加物の表示もそれを表示することが事業者の著しい負担とならない限りは、消費者の選択機会を確保するためにできる限りすべて正直にかつ正確に記載することを原則とする。
- ④ 公正競争規約を作成する過程においておよび設定後の周知段階において、その存在および意義を業界内外に広く周知徹底、普及促進を図ることにより、豆腐事業者の皆参加による業界組織構築にも寄与するものとする。
- ⑤ 公正競争規約の設定により、すべての事業者の法令遵守に対する意識向上、消費者からの信頼獲得、行政及び関係業界からの評価向上、市場拡大による国内や地域経済への影響力の増大、CODEX等世界標準に対する明確な基準提示などを図り、業界の地位向上に貢献する。

3) 豆腐の表示に関する公正競争規約の概要

以下の事柄について規約を設定する。

- ① 豆腐の定義および「豆腐」と称することができるものとできないものの分類
 - ・「豆腐」および「豆腐と称してはならないもの」の基準の明確化
 - ・本規約の適用範囲と適用除外製品（「玉子豆腐」、「ごま豆腐」、「杏仁豆腐」等）の明確化
- ② 豆腐の種類の定義
 - 「木綿豆腐」、「絹ごし豆腐」、「おぼろ豆腐」、「寄せ豆腐」、「調味豆腐」、「具入り豆腐」その他
- ③ 必要表示事項（名称、原材料名、内容量、期限表示、事業者の氏名及び住所、…等）
- ④ 豆腐用凝固剤の表示方法および各物質の表示基準の明確化
- ⑤ その他添加物（消泡剤など加工助剤を含む）の表示および表示基準の明確化
- ⑥ 新素材（豆乳クリームなど）の表示および表示基準の明確化
- ⑦ 豆腐の濃度（大豆固形分）に関する表示基準の明確化
- ⑧ 地理的表示や原料原産地に関する表示基準
- ⑨ 優良誤認に当たる表示、使用禁止用語の明記
- ⑩ 公正取引協議会に関する事項
- ⑪ 公正マークに関する事項
- ⑫ 違反に対する調査、措置、決定に関する事項
- ⑬ 施行規則の制定について
- ⑭ 附則（公正競争規約の変更に関する規定）

3. 意見交換

上記2. - 1)、2)、3) について意見交換を行います。

4. 公正競争規約設定までのスケジュール

- | | |
|------------|--|
| 2015.09.10 | 消費者庁に第1回事前相談実施 |
| 2015.10.01 | 「豆腐公正取引協議会設置準備委員会」を設置
業界内に同委員会への参加企業ならびに委員の公募を開始 |
| 2015.11.11 | 第1回準備委員会開催予定（大手数社、町店代表者、賛助会員数名）
準備委員会運営に関するルールや役割分担について協議
『豆腐の表示に関する公正競争規約（案）』作成開始 |
| 2016.02. | 公正競争規約案の取りまとめ（業界内合意）
消費者庁へ第2回事前相談実施予定 |
| 2016.04. | 学識経験者、消費者団体を招き表示連絡会を開始 |
| 2016.08. | 表示連絡会による公正競争規約承認 |
| 2016.09. | 公正競争規約最終案取りまとめ |
| 2016.10.01 | 消費者庁へ規約認定申請、消費者庁、公正取引委員会による審議開始 |
| 2017.03. | 審議終了 |
| 2017.04. | パブリックコメント実施 |

2017.10.01 『豆腐の表示に関する公正競争規約』告示

豆腐公正取引協議会設置

2017.10.以降 豆腐事業者、流通事業者、関係団体等に向け説明会、PR 活動実施

5. 今後の委員会の進め方と役割分担について

当委員会内に以下の担当を設置（案）

- ・議長（議事進行役） …… 1名
- ・事務局（会議の設定、委員への連絡等事務） …… 1～2名
- ・書記（議事録作成） …… 1～2名
- ・調査役（調査が必要な事柄の調査、サンプル収集、資料の作成等） …… 2～3名
- ・会計（委員会運営に必要な予算作成や出納業務） …… 1名

6. 次回会議日程・場所および議題について（案）

- ・日程 2015年12月14日（月）～17日（木）のいずれかの日
- ・場所 日本豆腐協会にて
- ・議題 『豆腐の表示に関する公正競争規約（案）』について
特に①豆腐の定義、②豆腐の種類の定義について

以上

参考資料

- ※ チーズ類の表示に関する公正競争規約
- ※ 豆乳類の表示に関する公正競争規約